玉野市空家等除却事業補助金　申請手続きの流れ

玉野市空家等除却事業の補助金の申請手続きは、以下のとおりです。

申請者	玉野市
①事前相談 ・申請予定の空家等が、補助対象空家等に該当するか事前にご相談ください。なお、予算に達ししだい受付を終了します。 ■窓口：都市計画課 都市整備・空家対策係 «ご持参いただくもの» 空家等の付近見取図、配置図、現況写真	②認定審査 ・現地調査により、補助対象空家等に該当するか審査します。 ・審査により該当する場合は、提出書類のご案内などをします。 該 当
③補助金交付申請書（様式第１号）の提出 «提出書類» (1)補助金交付申請書（様式第１号）、交付申請調書（別紙） (2)申請者の住民票の写し (3)不動産登記事項証明書（建物） (4)申請者の市税の滞納がないことを証する書面 (5)電気、水道使用量明細書など空家期間を確認可能なもの (6)除却工事の施工場所及び施工内容が特定できる見積書 (7)現況写真（撮影日が確認可能なもの） ※確認のためその他書類の提出をお願いする場合があります	④申請書の受理・審査 適 合
⑥交付決定通知書の受領 ・交付決定通知書の受領後に、契約及び工事に着手してください。 ・なお、工事内容等に変更があった場合や工事を中止する場合などは必ずご連絡ください。(※別途、変更手続きが必要です。)	⑤交付決定通知書（様式第２号）の送付
⑦契約及び工事着手（交付決定通知日以降） ⑧工事完了	
⑨実績報告書（様式第６号）の提出 （工事完了後速やかに、遅くとも１月末までに） «提出書類» (1)補助金実績報告書（様式第６号） (2)工事請負契約書（又は注文書・請書＊）の写し (3)領収書及び明細書の写し (4)施工中及び施工後の写真（撮影日が確認可能なもの） (5)産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（E 票） (6)建設リサイクル法に基づく届出済証(ステッカー)の写し ※確認のためその他書類の提出をお願いする場合があります ＊両方必要（片方だけでは不可）	⑩実績報告書の受理・審査 適 合
⑫確定通知書の受領	⑪確定通知書（様式第７号）の送付
⑬請求書（様式第８号）の提出	⑭請求書の受理・審査
⑯補助金の受領	⑮補助金の口座振込み

お問い合わせ先：玉野市 建設部 都市計画課　電話 0863-32-5538